

大分大学文化系サークル共用施設使用規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則第65条第2項の規定に基づき、大分大学（以下「本学」という。）の文化系サークル共用施設（以下「共用施設」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 共用施設は、本学の学生及び留学生並びに文化系サークル団体の課外活動に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 共用施設の管理運営責任者は、学長が指名する理事（以下「理事」という。）とする。

(事務)

第4条 共用施設に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第5条 共用施設に関し必要な事項は、理事が別に定める。

附 則（平成16年規程第100号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第61号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第91号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第47号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。